

告 示

埼玉県告示第三百二十号

平成二十九年埼玉県告示第四十五号で公示した公共測量は、平成三十年三月十六日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司